

「会社法施行後の会社の目的における具体性の審査の在り方」に関する意見

【意見】

- 1 登記官による目的の具体性についての審査は維持，継続すべきである。
- 2 ただ，具体性の判断に際し，現在の登記実務のように，細分化されたものまでは必要としないが，意見募集に例として掲げる日本産業分類の大分類（大分類に多数の中分類が含まれる製造業，卸売業・小売業及びサービス業にあっては，中分類）に依拠する程度の具体性は要求すべきである。
- 3 なお，日本産業大分類に依拠するのは，現時点において他に依拠すべき基準を欠くことに因る暫定的なものであって，法務省としては，独自に目的審査に際し依拠すべき具体性の基準を定めるべきであり，かつ，登記官の審査権限に法的根拠を必要とするのであれば，法改正等を行うべきである。

【理由】

- 1 今回のパブリックコメントは，新会社法制定に際し，類似商号規制（現行商法第19条，商業登記法第27条）が削除されることに伴い，商号の具体性を要求する根拠の一つが失われたことによるものである。
- 2 しかしながら，「目的」は，取締役との関係では，内部規範性を有し，競業及び利益相反取引の制限，株主，監査役による取締役の行為の差止請求の可否を画する判断材料であり，「商業」「商取引」との記載まで認めるのであれば，競業等の判断，目的外行為の判断が事実上不可能となる。

また，株主（投資家）との関係では，当該会社の事業目的を材料として，出資をするか，継続するか，処分するか等を判断しているのであり，目的の抽象化を認めると，その判断が困難となる。更に，債権者との関係では，新たに取引関係を形成することの是非を判断するに際し，相手方の調査を実施するが，その際，相手方の事業目的は重要な判断材料である。

かように，定款所定の目的は，類似商号の判断との関係で意味を持つ事業異同の識別以外の機能を有し，実際に機能しているのである。勿論，株主，債権者等利害関係人は「目的」を唯一のよりどころに判断しているわけではないが，法務局において，重要性の審査はかかる利害関係人の状況に鑑み，今後も具体性の審査は維持すべきである。

- 3 なお，従前の実務において，過剰な具体性を要求するが故に，登記申請に支障が生じることがあったわけではないので，今後の審査に際しては，日本産業大分類が定める分類程度の具体性で足りるものとする。

なお，日本産業大分類によるのは，現時点において他に依拠すべき基準を欠くことに因る暫定的なものであるため，法務省としては，独自に目的審査に際し依拠すべき具体性の基準を定めるべきであり，かつ，登記官の審査権限に法的根拠を必要とするのであれば，法改正等を行うべきである。

以上

2006年（平成18年）1月16日

大阪弁護士会